

「犯罪収益移転危険度調査書（案）」に対する御意見・御質問に対する警察庁の考え方について

1 預金取扱金融機関の概要について（「第3 商品・サービスの危険度」関係。7頁）

1	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	預金取扱金融機関の固有業務について、「銀行法第10条各号に定める業務」と記載されているが、同法第10条第1項が固有業務を、同条第2項が付随業務を規定しているので、「銀行法第10条第1項各号に定める業務」とすべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  *5 銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

2 保険に関する犯罪収益移転事例について（「第3 商品・サービスの危険度」関係。15頁）

2	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	「売春により得た収益を自己及び家族の生命保険の保険料に充当していた事例等がある。」と記載されているが、本調査書が蓄財性の高い保険商品の危険性を述べていることを踏まえて、「売春により得た収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例等がある。」とすべきである。	御意見を踏まえ、実際の事例をより正確に表現するため、以下のとおり修正します。  売春により得た収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していた事例等がある。

3 非対面による証券取引の危険性について（「第3 商品・サービスの危険度」及び「第4の1 取引形態と危険度」関係。16頁及び45頁）

3	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	証券取引口座を使って非対面で証券の売買取引を行っている者に対する本人確認について、譲渡の容易なID及びパスワードのみでは不十分であると考えられることから、本調査書に問題提起すべきである。	本調査書では、非対面取引全般について危険度が高いとしており、非対面の様々な取引について個別に記載しておりません。  なお、顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置として、犯罪収益移転防止法施行規則第14条では、顧客等しか知り得ない事項等の申告を受けるとされており、必要な確認措置が講じられているものと承知しています。

頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

4 資金移動業者が取り扱う資金移動サービスの危険性について（「第3 商品・サービスの危険度」関係。23頁）

4	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	<p>「資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在等を踏まえれば、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。」と記載されているが、資金移動業者が送金業務の委託先を適正に管理していなかったとして、業務改善命令等の行政処分が行われる事案が発生していることを踏まえて、「資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、適正な委託先管理の不徹底等を踏まえれば、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。」とすべきである。</p>	<p>御指摘の行政処分については承知しておりますが、当該行政処分に関する事項を記載するか否かについては、更に情報収集及び分析が必要と考えております。</p> <p>頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

5 暴力団関係者の危険性について（「第4の3 顧客の属性と危険度」関係。52頁）

5	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	<p>本調査書の「反社会的勢力（暴力団等）」には暴力団からの離脱を偽装する者や暴力団の威力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る共生者等の暴力団関係者が含まれることを明示すべきである。</p>	<p>本調査書では、反社会的勢力について、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である。暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。」と記載しており、御指摘のような暴力団からの偽装離脱者や共生者は、これに含まれることは明らかであると考えます。</p>

6 写真付き証明書の悪用の危険性について（「第4の3 顧客の属性と危険度」関係。58頁）

6	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	<p>写真付き証明書（運転免許証、旅券等）のなりすましによる取得や使用に対する措置として、発行時の厳格な本人確認及び金融機関等に提示された時の偽変造確認が必要である。</p>	<p>各写真付き証明書の発行時には、それぞれの発行主体により本人確認が行われているものと承知しています。また、金融機関等においても、提示された写真付き証明書の真偽確認が行われているものと承知しています。</p> <p>頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

7 危険度の低い取引と取引時確認について（「第5 危険度の低い取引」関係。59頁）

7	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	<p>本調査書に記載されている危険度の低い取引を行う場合には、取引時確認を求められないとの理解でよいか。</p>	<p>本調査書では、電気、ガス及び水道の使用料金の支払並びに大学等の入学金等の支払についても危険度が低いとしておりますが、これらは、現在、取引時確認が求められることがあります。これら以外の本調査書に記載されている危険度の低い取引は、平成27年9月現在、犯罪収益移転防止法施行規則第4条に規定されており、犯罪収益移転防止法第4条第1項の取引時確認を要しません。</p> <p>一方、平成28年10月1日以降は、改正犯罪収益移転防止法、改正犯罪収益移転防止法施行令及び改正犯罪収益移転防止法施行規則が施行され、上記の電気料金、入学金等の支払を含め、犯罪収益移転防止法第4条第1項の取引時確認を要しないこととなります。ただし、これらの取引であっても、改正後の犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項に規定する「疑わしい取引（…）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令に定めるもの」に該当するときは、犯罪収益移転防止法第4条第1項の取引時確認が必要となります。</p>

## 8 その他

8	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	危険度の高い取引、危険度の低い取引等を危険度ごとに取りまとめ、本調査書の別表として添付してもらいたい。	危険度の高い取引、危険度の低い取引等については、既に目次において列挙し、一覧できる形となっています。

9	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	本調査書の英訳を作成してほしい。	英訳を予定しています。

10	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	「犯罪収益移転危険度調査書」を毎年公表するにあたり、今後もパブリックコメントを実施するのか。	<p>本調査書は、行政手続法によりパブリックコメントの実施が義務付けられている命令等には当たらないものの、今回初めて調査書を作成するに当たって、その内容について幅広く御意見を伺うことが適切であると考え、任意でパブリックコメントを実施しました。</p> <p>来年以降作成する調査書についてパブリックコメントを実施するか否かについては、今後、検討します。</p>

御意見によるもの以外の「犯罪収益移転危険度調査書（案）」の技術的な修正等について

1 保険に関係する犯罪収益移転事例について（「第3 商品・サービスの危険度」関係。15頁）

1	公示した案	修正後
	外国では、麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して保険金の払戻しを受けた事例等がある。	<p>保険契約を解約した場合には保険金は支払われず、原案の誤りであることから、以下のとおり修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外国では、麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して払戻しを受けた事例等がある。</p> </div>

2 両替業者が取り扱う外貨両替の現状について（「第3 商品・サービスの危険度」関係。26頁）

2	公示した案	修正後
	<p>図表10【外貨両替業者の取引状況(平成25年8月)】 (図表省略)</p>	<p>統計数値を更新し、以下のとおり修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>図表10【外貨両替業者の取引状況(平成27年3月)】 (図表省略)</p> </div>

3 ビットコイン等について（「第3 商品・サービスの危険度」関係。44頁）

3	公示した案	修正後
	現在のところ、我が国におけるビットコイン等の利用実態等は明らかでないが、今後、関係省庁において、国際的な規制の方向性を注視しつつ、連携して情報収集が行われ、必要があれば対応が検討されることとなる。	<p>最近の国際的な要請等を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>現在のところ、我が国におけるビットコイン等の利用実態等は明らかでないが、今後、関係省庁において、国際的な規制の方向性を注視しつつ、連携して情報収集が行われ、対応の在り方が検討されることとなる。</p> </div>

4 FATF声明によりマネー・ローンダリング対策等の欠陥を指摘されている国・地域について（「第4の2 国・地域と危険度」関係。51頁）

4	公示した案	修正後
	<p>27年（2015年）2月27日付けのFATF声明では、イラン及び北朝鮮のほか、3か国*1を特定し、当該3か国に関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。</p>	<p>FATF声明によりマネー・ローンダリング等への対策上の欠陥を指摘されている国・地域について、平成27年6月26日付け声明を踏まえて更新し、以下のとおり修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>27年（2015年）6月26日付けのFATF声明では、イラン及び北朝鮮のほか、2か国*1を特定し、当該2か国に関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。</p> </div>
	<p>上記3か国についてもFATF声明を踏まえると注意を要し、当該3か国との取引は、イラン及び北朝鮮ほどではないものの、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められる。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>上記2か国についてもFATF声明を踏まえると注意を要し、当該2か国との取引は、イラン及び北朝鮮ほどではないものの、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められる。</p> </div>
	<p>*1 <a href="http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhou dou_270311.htm">http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhou dou_270311.htm</a> 参照。なお、FATF声明は、4か月に1回開催されるFATF全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名にあつては、その都度、変わり得る。27年2月27日付けの声明では、イラン及び北朝鮮のほか、アルジェリア、エクアドル及びミャンマーが記載されている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*1 <a href="http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/PAGE0000000000000171971.html">http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/PAGE0000000000000171971.html</a> 参照。なお、FATF声明は、4か月に1回開催されるFATF全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名にあつては、その都度、変わり得る。27年6月26日付けの声明では、イラン及び北朝鮮のほか、アルジェリア及びミャンマーが記載されている。</p> </div>